

## 薩摩川内市建築物エネルギー消費性能適合性判定等事務実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定及び届出の事務処理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、法及びこれに基づく命令（告示も含む。）による。

- (1) 適合性判定 法第11条第1項及び法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- (2) 軽微な変更 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）第5条に定める変更をいう。
- (3) 完了検査 建築基準法（昭和25年法律第20号）第7条第4項及び同法第18条第21項の規定に基づく検査をいう。

### (適合性判定)

第3条 適合性判定を求めようとする者は、規則第3条に定める書類を市長に提出しなければならない。

### (一次エネルギー消費量の算出対象とする建築物の部分)

第4条 建築物の一次エネルギー消費量の算出対象とする部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

- (1) 工場における生産エリア
- (2) 倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
- (3) データセンターにおける電算機室
- (4) 大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室
- (5) その他市長が認めるもの

### (軽微な変更)

第5条 軽微な変更は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更
- (2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定範囲内でエネルギーの消費性能を低下させる変更
- (3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更

2 前項第3号の変更を行った者は、規則第13条の規定に基づき軽微な変更証明申請書（様式第1号）の正本及び副本に規則第4条に定める書類

(変更計画書の様式は除く。)を添付し、市長に申請をすることができる。  
3 市長は、前項の申請があった場合、変更内容を審査し、建築物エネルギー消費性能基準に適合する場合は、軽微な変更証明書(様式第2号)を交付するものとする。

(特定建築物に係る基準適合命令等)

第6条 市長は、法第13条第1項に基づく命令を行う場合は、建築主に対し、命令書(様式第3号)を交付するものとする。

2 市長は、法第13条第2項に基づく要請を行う場合は、国等の機関の長に対し、要請書(様式第4号)を交付するものとする。

(特定建築物に係る報告の徴収)

第7条 法第15条第1項の規定により、建築主等に対し建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告を求める場合は、報告書(様式第5号)を市長に提出することにより行うものとする。

(完了検査)

第8条 適合性判定を受けた建築物の建築基準法第7条第1項の規定による申請又は同法第18条第20項の規定による通知をしようとする者は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第4条第1項第4号及び第5号(同規則第8条の2の2において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次の各号に掲げる書類を添付すること。

- (1) 適合性判定、法第16条の規定に基づく特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定、法第29条第1項の規定に基づくエネルギー消費性能向上計画認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項に基づく認定に要した書類及び省エネ基準工事監理報告書(様式第6号又は様式第6号の2)
- (2) 第5条第1項各号に該当する変更を行った場合、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(様式第7号)
- (3) 第5条第1項第3号に該当する変更を行った者は、同条第3項に掲げる軽微な変更証明書

(台帳の整備)

第9条 市長は、適合性判定を受けた建築物及び指示をした建築物の台帳を整備し、判定及び届出等の事項を記録しておかなければならない。

(その他)

第10条 前条までの規定により難しい場合は、別途、市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。